

(監査事務局 包括外部監査人による監査結果に基づき講じた措置の公表)

### 監査委員公表第504号

包括外部監査人の報告書により公表した包括外部監査人による監査結果に基づき講じた措置について、大分県知事から通知があったので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の38第6項の規定により、次のとおり公表する。

平成23年2月14日

大分県監査委員 米 濱 光 郎  
 大分県監査委員 姫 野 邦 子  
 大分県監査委員 大 友 一 夫  
 大分県監査委員 伊 藤 敏 幸

平成22年3月31日付けで公表した監査の結果に対する措置の状況

(特別会計に係る事務の執行及び事業の管理について)

監査対象特別会計名	監 査 結 果	措 置 の 内 容	備 考
<b>総務部</b> 特別会計全般	<b>【監査意見】</b> (1) 長期延滞債権の回収業務を県の各担当部署にて直接行うのは非効率であるため、外部機関に委託することを検討する必要がある。	一般会計及び特別会計の債権回収業務の外部委託については、平成21年度に設置した「大分県税外未収債権縮減対策委員会」の検討を踏まえ、22年度当初予算で、県営住宅使用料の外部委託を継続し、新たに医業未収金についても平成22年12月から、外部委託を開始した。 特別会計の資金貸付事業の長期延滞債権についても、件数や総額・費用対効果等の観点から外部委託の導入を検討する。 <b>【対応済】</b>	報告書13ページ (22ページ)
	<b>【監査意見】</b> (2) 長期延滞債権の回収業務を県の中で行うのであれば、専門の部署を設け集中的に行うのが望ましい。	回収業務の専門部署への一元化について検討したが、事業制度の国の所管や根拠法令等によって債権の取扱い方法が異なり、事務の集中化が困難であるため、各所属で引き続き管理するのが適当である。 このため、未収債権の回収事務自体が停滞しないよう、全庁的な推進体制である上記委員会において、各所属の取組の進行管理や、適切な助言・情報提供等を行いながら、未収債権の縮減を図っていく。 <b>【対応困難】</b>	報告書13ページ (22ページ)

<p>福祉保健部 心身障害者扶養共済制度 特別会計</p>	<p><b>【不備事項】</b> (1) 掛金等減額申請書の添付書類である、市町村民税非課税証明書の発行日付は申請日より約5か月後になっていた。従って、掛金等減額申請書は、申請日以降に作成された可能性が高いと考えられる。このケースは、非常に手続が煩雑ではあるものの、適時適正に処理すべきであったと考える。</p>	<p>掛金等減額免除事務手続については、平成21年度以降、適時適正な処理を行っている。 <b>【対応済】</b></p>	<p>報告書94ページ (184ページ)</p>
	<p><b>【監査意見】</b> (2) 本特別会計を設置することによる効果については、明確な回答を得られなかった。他県では特別会計を設置せず一般会計の中で扱っている場合が多いことから、本県においても一般会計にて扱うことも可能と考えられる。特別会計を廃止した場合には、その設置目的である経理の適正化と明瞭化が図れなくなるのかどうか検討の必要がある。</p>	<p>本特別会計を廃止し、一般会計の中で扱うこととなっても、設置目的である経理の適正化と明瞭化が図れなくなるとは言えず、また、特別調整費等の一般会計からの操出し及び特別会計への繰入れ等の事務を行う必要がなくなるなど、事務処理の簡素化も図れることから、特別会計を廃止する方向で検討を進めている。 <b>【検討中】</b></p>	<p>報告書21ページ (37ページ)</p>
	<p><b>【監査意見】</b> (3) 延滞発生時の事務手続をまとめた債権回収マニュアルを作成し、それに沿った回収を行う必要がある。また、延滞者の経緯・交渉等の顛末を管理し、いつでも確認可能な状態とする必要がある。</p>	<p>平成21年10月に債権回収マニュアルを作成し、未収金発生時の対応や条例に基づく地位喪失の適用の取扱いについて定めた。現在、マニュアルを適切に運用し未収金の回収に努めている。 <b>【対応済】</b></p>	<p>報告書95ページ (186ページ)</p>
	<p><b>【監査意見】</b> (4) 平成19年度以降の決算では、不納欠損処分を実施していないが、未収債権のほとんどが脱退者であり、その多くは回収可能性が極めて低いものと考えられる。従って、平成18年度決算と同様に、時効の援用により消滅時効が完成した債権については、早期に不納欠損処分を行っていくことが必要と考える。</p>	<p>不納欠損処分については、平成21年10月に作成した債権回収マニュアルで、その取扱いを定めた。同マニュアルを適切に運用し、時効の援用により消滅時効が完成した債権については、不納欠損処分を行うよう努める。 <b>【対応済】</b></p>	<p>報告書96ページ (187ページ)</p>
	<p><b>【監査意見】</b> (5) 年金及び弔慰金の支払いの請求遅れが生じて</p>	<p>加入者及び心身障害者の現状把握については、これまで以上に市町村との連携を密にし、正確な</p>	<p>報告書97ページ (190ページ)</p>

	<p>おり、加入者・心身障害者の現状把握が十分できていないと言いがたい。市町村との連携を密にし、長期間の請求遅れが生じないように対策を講じる必要がある。また、加入者及び心身障害者の現状調査を最低でも年2回は行う必要がある。</p>	<p>状況把握を行うことで長期間の請求遅れが生じないように努める。 また、現行年1回の現状調査に加え、住基ネットを活用することで定期的に現状把握を行う。 【対応済】</p>	
	<p>【監査意見】 (6) 未払・脱退後に加入者が死亡した場合、加入者は損をすることになり、県からの極力脱退しないようにさせるためのフォローが必要である。従って、年金から未払い分を天引きする制度があれば、年金の確実な受け取り、延滞債権の削減に寄与することができる。</p>	<p>脱退の申し出があった場合については、加入者が今後プレミアム免除を受けるまでの納付額の合計や、将来受け取る年金等について詳細に説明し、再度検討・慰留に努めている。 また、年金から未払い分を天引きする制度については、年金と未納金を相殺できる規定がないことや加入者の債務を受給権者が負うことになる等問題点があることから、年金との相殺は行わず、債権回収マニュアルを適切に運用し未収金の回収に努める。 【対応困難】</p>	<p>報告書97ページ (190ページ)</p>
<p>母子寡婦福祉資金特別会計</p>	<p>【不備事項】 (1) 貸付期間が本来3年であるところ4年としていた事例 1件 貸付後、誤っていたことが発見され、理由書が添付されていた。基本的には県側のミスであったため、そのまま4年の貸付期間のままとしていた。</p>	<p>今後このようなミスを起こさないよう、書類審査の徹底等事務手続の厳正化に努める。 【対応済】</p>	<p>報告書25ページ (45ページ)</p>
	<p>【不備事項】 (2) 「原則として、償還完了時点65歳以下であること。」という連帯保証人の要件に抵触している事例 1件 上記要件については、特別な理由があると認められる者については、この限りでないという但書が付されているが、特別な理由を記載した書面はなかった。</p>	<p>今後このようなミスを起こさないよう、書類審査の徹底等事務手続の厳正化に努める。 【対応済】</p>	<p>報告書25ページ (45ページ)</p>
	<p>【不備事項】 (3) 誓約書における借主と連帯借主の印鑑が同一</p>	<p>誓約書の作成に際しては、借主と連帯借主が別の印鑑を用いるよう指導する。また、貸付決定時</p>	<p>報告書25ページ (46ページ)</p>

<p>であると思われる事例 1件      母親が借主、長男が連帯借主というパターンでは、母親と長男の誓約書での印鑑が同一であると思われる事例あり。連帯借主の認識・承諾等が疑われ、誓約書の本来の目的が達成できていないと感じられる。</p>	<p>の連帯借主の意思確認等についてもこれまで以上に徹底する。  <b>【対応済】</b></p>	
<p><b>【不備事項】</b>      (4) 母子及び寡婦福祉法施行令第17条において、違約金は原則徴収することになっており、災害その他やむを得ない理由があると認められる場合に限って免除可能な規定となっている。従って、原則として違約金を徴収する必要がある。</p>	<p>違約金の徴収については、貸付対象者が低所得者で、滞納の理由の大部分が生活困難であることから、徴収を行ってこなかったが、令第17条の規定に基づき今後は徴収する方向で検討している。しかし、現在までの借主に対しては、これまで違約金の徴収を行ってこなかったこともあり、違約金に関する説明がなされていないため、これから徴収することは困難である。      そのため、平成23年度の新規貸付から違約金を徴収するよう「大分県母子寡婦福祉資金貸付事務処理要領」等の見直しを進めてきたが、事務手続きの変更に伴うシステム改修に、多額の費用を要することが判明した。      現在、要領の改正手続きや予算措置等について、関係部局と協議を重ねており、できるだけ早い時期での違約金徴収に向け努力していく。  <b>【検討中】</b></p>	<p>報告書28ページ      (51ページ)</p>
<p><b>【監査意見】</b>      (5) 資金の貸付業務は、県の各担当部署にて直接行うのは非効率かつ高リスクであるため、可能な限り外部機関を通じた貸付とするのが望ましい。</p>	<p>法制度の趣旨は「配偶者のいない女子等の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせてその扶養する子の福祉を増進すること」であり、最終的な目標は資金の貸付を含めた相談対応等を通じて母子家庭等の自立を支援することにある。      このため、単に貸付業務部分のみをもって外部機関に委託することは適当でないと考え。  <b>【対応困難】</b></p>	<p>報告書13ページ      (22ページ)</p>
<p><b>【監査意見】</b>      (6) 事実上回収不能となった貸付金については、時効の援用や権利の放棄により不能欠損処分を</p>	<p>事実上回収不能となった案件については、時効の援用や権利の放棄等による不能欠損処分を迅速に進めることとする。</p>	<p>報告書13ページ      (22ページ)</p>

<p>迅速に進める必要がある。</p>	<p>【対応済】</p>	
<p>【監査意見】  (7) 回収困難である違約金の処理をさらに進めるため、違約金の免除が可能である貸付金の場合はその免除基準を明確にし、免除ができない貸付金の場合はその最終的な処理方法を検討する必要がある。</p>	<p>違約金の免除の取扱い等については、関係法令や規則等を踏まえ、「大分県税外未収債権縮減対策委員会」において検討している。  【検討中】</p>	<p>報告書13ページ  (22ページ)</p>
<p>【監査意見】  (8) 今後も貸付実績が大きく増えることが見込めない貸付金については、貸付原資を国庫や一般会計へ返納する方法により、効率的な資金運用を行う必要がある。</p>	<p>国庫及び一般会計への貸付原資の償還については、母子及び寡婦福祉法第37条第2項及び第5項において、国への償還及び一般会計への繰り入れの基準が規定されており、これまでも平成19年度から平成22年度にかけて償還を行っている。  【対応済】</p>	<p>報告書14ページ  (23ページ)</p>
<p>【監査意見】  (9) 「母子・寡婦福祉資金貸付審査基準」において、貸付審査基準が細かく定められており、その基準を満たしているかどうかの判断ミスを防ぐためにも貸付申請毎にチェックリストを作成して確認する必要がある。</p>	<p>新たにチェックリストを作成し、審査を行うよう改善した。チェックリストの内容については、今後の審査会の中で検討し、必要に応じて改善していく。  【対応済】</p>	<p>報告書25ページ  (46ページ)</p>
<p>【監査意見】  (10) 貸付審査基準における収支バランスの確認は、貸付期間のみで行っており、償還期間中に滞りなく返済が可能か否かを客観的に判断できる資料は存在しない。償還の確実性を十分に検討した根拠資料として、償還期間中の収支計画も作成し審査を行う必要がある。</p>	<p>償還は貸付決定から一定の年数（修学資金（4年制）であれば約5年）を経て開始され、最長で20年の設定となるが、昨今の経済情勢等から、申請時に精度の高い現実的な収支計画を策定することは実務上困難である。申請時の収支バランスから償還時の状況を推計する現行の方式が妥当と考えるが、貸付時に今後の償還についてどのように計画しているかの確認が必要と考えられるので、償還計画を添付してもらうよう改善する。  【対応済】</p>	<p>報告書25ページ  (46ページ)</p>
<p>【監査意見】  (11) 事前審査の項目と各評価の基準が明確ではない。「母子寡婦福祉資金福祉事務所長の意見書」</p>	<p>チェックリストを作成し、審査を行うよう改善したので、チェックリストに審査結果を記入することとする。</p>	<p>報告書25ページ  (46ページ)</p>

	に審査会の審査結果があるのみで、どのような審査がなされたのかその内容が不明である。事前審査の項目と各評価の基準を明確に規定すべきである。	【対応済】	
	<p>【監査意見】</p> <p>(12) 審査会にて、申請額から減額等あった場合、「貸付決定・不承認」ファイルに綴じられた審査記録を参照しないとその理由はわからない。また、5年経つとこのファイルは廃棄されるため、それ以降は減額等の理由がわからなくなる状態であった。「貸付申請書ファイル」にも審査会の審査結果の書類を綴じて保管する必要がある。</p>	<p>「貸付決定・不承認」ファイルに綴じた審査記録の写しを「貸付申請書ファイル」にも綴じて保管することとした。</p> <p>【対応済】</p>	報告書25ページ (46ページ)
	<p>【監査意見】</p> <p>(13) 償還に関する事務については、福祉事務所等にて実施することとなっているため、その責任は基本的に福祉事務所等にあることになる。償還に関する事務の責任所在を明確にし、延滞債権の回収を効率的に行うためにも、福祉事務所等から少子化対策課へ対応を依頼する場合の基準を明確にする必要がある。</p>	<p>母子寡婦福祉資金の償還に係る事務については、「大分県の事務処理の特例に関する条例」及び「大分県事務委任規則」に基づき、各市及び県保健所地域福祉室が実施することとしているため、それぞれが責任をもって対応している。</p> <p>平成22年度は、8月と12月の償還強化月間に、こども子育て支援課より各福祉事務所に出向き、一緒に訪問等の償還事務を行うこととしている。処遇困難なケースは内容が様々であり、基準を明確にするのではなく、ケースバイケースで対応することが有効であると考えます。</p> <p>【対応困難】</p>	報告書27ページ (50ページ)
	<p>【監査意見】</p> <p>(14) 長期滞納となっている債権については、事実上回収不能となっているものも少なくないと思われるため、権利の放棄等による不納欠損処理や免除規定の適用を進める必要がある。</p>	<p>事実上回収不能となっている案件については、時効の援用や権利の放棄等による不納欠損処分を迅速に進める。</p> <p>【対応済】</p>	報告書28ページ (51ページ)
<p>商工労働部</p> <p>中小企業設備導入資金特別会計</p>	<p>【不備事項】</p> <p>(1) 決算書は入手しているが、分類を判定した結果を示す書類がなく、判定は行われていない。</p>	<p>高度化資金貸付金の現貸付先については、「大分県中小企業高度化資金貸付金に係る債権管理事務処理要領」に定める債権分類を行っていなかったことから、各貸付先から徴求済みの直近決算数値</p>	報告書33ページ (61ページ)

	<p>等を基に分類（A～E）を行った。          今後は、決算書類等経営状況に係る新たな情報を入手した場合や延滞状況の変化に伴い、分類判定をその都度行うこととした。</p> <p>【対応済】</p>	
<p>【監査意見】</p> <p>(2) 資金の貸付業務は、県の各担当部署にて直接行うのは非効率かつ高リスクであるため、可能な限り外部機関を通じた貸付とするのが望ましい。</p>	<p>近代化資金貸付業務については、関係法令の規定により、平成12年度から県が貸与機関（(財)大分県産業創造機構）へ貸し付け、貸与機関が小規模企業者へ貸し付ける制度（小規模企業者等設備導入資金）へ変更している。</p> <p>【対応済】</p> <p>なお、高度化資金については、関係法令により県が中小企業者に直接貸し付ける制度となっており、現行の取り扱いによるしかないと考える。</p> <p>【対応不可】</p>	<p>報告書13ページ          (22ページ)</p>
<p>【監査意見】</p> <p>(3) 事実上回収不能となった貸付金については、時効の援用や権利の放棄により不能欠損処分を迅速に進める必要がある。</p>	<p>高度化資金及び近代化資金に係る貸付金については、権利の放棄や時効により、平成16年度から継続的に不納欠損処分を行っている（累計：25貸付先）。</p> <p>今後も、債務者等の倒産、無資力等により回収が見込めないものについては、不能欠損処分を行う。</p> <p>【対応済】</p>	<p>報告書13ページ          (22ページ)</p>
<p>【監査意見】</p> <p>(4) 回収困難である違約金の処理をさらに進めるため、違約金の免除が可能である貸付金の場合はその免除基準を明確にし、免除ができない貸付金の場合はその最終的な処理方法を検討する必要がある。</p>	<p>高度化資金及び近代化資金の各貸付規則に規定する違約金については、取扱い基準を策定し、免除する場合の具体的な基準を明確にした。</p> <p>【対応済】</p>	<p>報告書13ページ          (22ページ)</p>
<p>【監査意見】</p> <p>(5) 今後も貸付実績が大きく増えることが見込めない貸付金については、貸付原資を国庫や一般会計へ返納するなどの方法により、効率的な資金運用を行う必要がある。</p>	<p>近代化資金貸付業務については、平成16年度から貸付業務を休止し、現在、残債権の回収業務のみを行っており、今後も貸付けの見込みがないことから、国庫・一般会計への返納を、関係機関等と協議のうえ検討する。</p>	<p>報告書14ページ          (23ページ)</p>

		【検討中】	
	<p><b>【監査意見】</b></p> <p>(6) 貸付先の件数が民間金融機関のように多くはないため、基準日を設けて一斉に査定する必要はないと思われるが、規定に従って分類判定した結果を書面に残す必要がある。年1回の返済であるため、分類表の具体的状況に記載の延滞期間による判断は、目安にはなるが厳密には運用し難い面もある。また、貸付先が限られているため、延滞するとすぐに電話等で事情聴取を行って、その都度対応している。</p> <p>とはいうものの、定例の査定は、貸付先毎に決算書を入手した時点で延滞状況も考慮して、管理方針をどのレベルにするのが適切かという観点から査定し、その上で、延滞状況の変化や経営状況に係る新たな情報が入手された場合には、分類変更を必要に応じて行うといった対応が望まれる。</p>	<p>高度化資金貸付金の現貸付先については、「大分県中小企業高度化資金貸付金に係る債権管理事務処理要領」に基づき、債権分類判定を行い、結果表を作成した。</p> <p>今後は、決算書類等経営状況に係る新たな情報を入手した場合や延滞状況の変化に伴い、分類判定をその都度行うこととする。</p> <p><b>【対応済】</b></p>	報告書33ページ (61～62ページ)
	<p><b>【監査意見】</b></p> <p>(7) 違約金の免除が可能となる「やむを得ない理由があると認められるとき」に該当する具体的な事例を規定する必要がある。</p>	<p>近代化資金貸付規則に規定する違約金については、取扱い基準を策定し、免除する場合の具体的な基準を明確にした。</p> <p>なお、監査結果においては、近代化資金貸付金についてのみ意見が付されていたが、高度化資金貸付規則にも同様の規定があるため、同貸付金に係る違約金についても取扱い基準を新たに策定した。</p> <p><b>【対応済】</b></p>	報告書36ページ (68ページ)
流通業務団地造成事業特別会計	<p><b>【監査意見】</b></p> <p>(1) 保証金を土地のみに限定しているため、売買前の貸付期間中に買主（借主）が建物等の設備を建築し、その建物等を県に相談なく無断で転売又は貸付をした場合は借地権に関するリスクがあるため、その回避方法について十分な検討が必要と考える。</p>	<p>貸付特約付土地売買契約については、企業側のイニシャルコストを抑えることにより、進出を促す制度である。土地以外にも定額の契約保証金の拠出を求めることは、この制度の意義自体が損なわれることになりかねない。指摘の点については、企業により土地の契約保証金の率を引き上げる等の対応を検討する。</p>	報告書63ページ (121ページ)



		【検討中】	
	<p>【監査意見】</p> <p>(2) インフラの見直し等により、出来るだけ収益性の高い団地の造成に努め、宅盤の早期売却により、補助金の増額など一般会計の負担のかからない運営を行う必要がある。</p>	<p>今後の収支計画については、未だ3工区の造成時期等は決まっていないが、着手の際には、指摘のとおり出来る限り収益性の高い団地の造成に努め、早期売却を目指す。</p> <p>【検討中】</p>	報告書64ページ (123ページ)
農林水産部 農業改良資金特別会計	<p>【監査意見】</p> <p>(1) 資金の貸付業務は、県の各担当部署にて直接行うのは非効率かつ高リスクであるため、可能な限り外部機関を通じた貸付とするのが望ましい。</p>	<p>平成16年に農業改良資金助成法が改正され農協転貸方式が導入された。改正を受け農協による転貸をすすめた結果、平成19年度以降はすべてこの方法となっている。</p> <p>【対応済】</p>	報告書13ページ (22ページ)
	<p>【監査意見】</p> <p>(2) 事実上回収不能となった貸付金については、時効の援用や権利の放棄により不能欠損処分を迅速に進める必要がある。</p>	<p>事実上回収不能となった案件については、時効の援用や権利の放棄による不能欠損処理を迅速に進めることとした。</p> <p>【対応済】</p>	報告書13ページ (22ページ)
	<p>【監査意見】</p> <p>(3) 回収困難である違約金の処理をさらに進めるため、違約金の免除が可能である貸付金の場合はその免除基準を明確にし、免除ができない貸付金の場合はその最終的な処理方法を検討する必要がある。</p>	<p>農業改良資金助成法には、違約金の免除に関する規定がないため、県が独自に免除基準等を設けることはできない。</p> <p>これまでどおり滞納者や連帯保証人の個々の資産や生活状況等を勘案したうえで、地方自治法及び同法施行令に基づき、適切に不納欠損処分を行う。</p> <p>【対応不可】</p>	報告書13ページ (22ページ)
	<p>【監査意見】</p> <p>(4) 今後も貸付実績が大きく増えることが見込めない貸付金については、貸付原資を国庫や一般会計へ返納するなどの方法により、効率的な資金運用を行う必要がある。</p>	<p>農業改良資金については、これまでも貸付需要の動向に応じて貸付原資の自主返納を適宜行ってきた。なお、農業改良資金助成法が改正され、平成22年10月より貸付機関が県から(株)日本政策金融公庫に移管されたため、当特別会計を今年度末に廃止し、来年度以降、国庫及び一般会計へ自主返納、繰戻しを行うこととした。</p> <p>【対応済】</p>	報告書14ページ (23ページ)

<p><b>【監査意見】</b>  (5) 直貸2件のうち1件については、申請時に既に多くの借入があり、また現在の事業も厳しい状況にあるなど、貸倒リスクが低いとは言い難い貸付であった。農業信用基金協会の保証があるため、貸倒発生時の県の損失は一部に限られるものの、直貸は転貸に比べリスクが高いため、今後も極力転貸方式での貸付を中心に行っていく必要があると考える。</p>	<p>上記(1)のとおり、平成19年度以降は全て転貸方式としている。さらに平成22年10月より貸付機関が県から(株)日本政策金融公庫に移管されたため、県から新たな貸付が生じることはない。  <b>【対応済】</b></p>	<p>報告書42ページ  (79～80ページ)</p>
<p><b>【監査意見】</b>  (6) 最終償還日経過後5年を目安として、法的手続きを実行、又は不納欠損処理を検討すべきである。なお、平成21年5月31日時点での当該先は8件であるが、うち5件は2年間入金がなく、2件はわずかな入金しかない。また、残りの1件は残高も少なく連帯保証人からの入金もあり、間もなく元本は完済可能と思われる。</p>	<p>県の税外債権である制度資金の未収金は、「強制徴収できない債権」かつ「私法上の債権」として取り扱われる。債権の免除としては、10年を経過しても完済が見込めない場合に元金及び違約金を免除できるが、それまでは、「大分県農業改良資金滞納整理事務処理要領」に基づき、債権管理を行っている。なお、平成22年7月には上記要領にある資力調査方法をより具体的な記述とし、円滑に法的手続きに入れるよう改善した。  また、長期延滞者については、必要に応じた法的手続きや不納欠損処理を行うこととした。  <b>【対応済】</b></p>	<p>報告書43ページ  (82ページ)</p>
<p><b>【監査意見】</b>  (7) 返済財源はあるが、他の金融機関との取り合いになっているケースもあり、県の返還を優先させる又は公平となるように他の金融機関とより交渉すべきである。</p>	<p>これまでも、長期延滞債権の回収については、県の返還を優先させる又は公平となるよう金融機関と交渉を行ってきたが、債務者への指導強化も含め、さらなる努力を行う。  <b>【対応済】</b></p>	<p>報告書43ページ  (82ページ)</p>
<p><b>【監査意見】</b>  (8) 連帯保証人への連絡による苦情・トラブル等については、連帯保証人への連絡方法に関する手法や取り決めに明確にすることで、円滑かつ確実な回収を進めるべきである。</p>	<p>連帯保証人へは、「大分県農業改良資金滞納整理事務処理要領」に基づき連絡等を行っているが、債務者と同一の義務を負う連帯保証人自身が契約内容を十分理解できていないことがあった。  今後は契約内容を十分理解できるよう、必要に応じて連帯保証人と面談して説明を行い、長期延滞債権の円滑かつ確実な回収を進めていくこととした。</p>	<p>報告書44ページ  (83ページ)</p>

		<b>【対応済】</b>	
	<b>【監査意見】</b> (9) 長期延滞の場合は、違約金の全額回収は事実上困難であるため、処理の方針や手続きを決める必要がある。	農業改良資金助成法には、違約金の免除に関する規定がないため、県が独自に免除基準等を設けることはできない。 これまでどおり滞納者や連帯保証人の個々の資産や生活状況等を勘案したうえで、地方自治法及び同法施行令に基づき、適切に不納欠損処分を行う。 <b>【対応不可】</b>	報告書44ページ (83ページ)
	<b>【監査意見】</b> (10) 3年連続で貸付実績が大幅に計画を下回っていることから、平成20年度末では2年分以上の貸付原資が公社に眠ってしまっている。その原因の一つとして考えられるのは、平成27年度まで公社から県への償還金額が増えていくことから、償還資金を確保しておこうという意識があるためと考えられる。就農者等から償還の未収が増加するなどの事態が生じ、県への償還が延滞となった場合には、10.75%の延滞金を納付する義務が公社に生じる。しかしながら、公社は無利息貸付であるため、そのリスクを回避することが困難であり、また貸倒引当金の制度も整備されていない。 そのため、貸倒れが生じた場合のリスク回避策について県と公社とで検討を行い、眠っている資金の貸し出しについて、有効な手段を検討すべきである。	公社における貸付原資の適正化については、今後、県の重点施策として新規就農者の確保・育成を推進することにより借受対象となる認定就農者の増加も見込まれるため、就農支援資金制度の仕組みや内容等についてより広く周知し、資金の活用を促進する。 貸倒れのリスク回避策については、債権管理及び回収に関する公社の取扱要領を早急に策定し、借受者の経営状況等の把握や交渉等について各振興局や市町村等とも緊密に連携を図りながら着実な償還金の回収につなげる。引当金制度の導入等についても引き続き検討する。 <b>【検討中】</b>	報告書47ページ (89ページ)
林業・木材産業改善資金 特別会計	<b>【監査意見】</b> (1) 資金の貸付業務は、県の各担当部署にて直接行うのは非効率かつ高リスクであるため、可能な限り外部機関を通じた貸付とするのが望ましい。	600万円を超える高額な融資については、金融機関からの貸付である転貸方式で行っているが、今後も引き続き、転貸方式で貸付を行うよう金融機関と交渉をしている。 <b>【対応済】</b>	報告書13ページ (22ページ)
	<b>【監査意見】</b> (2) 事実上回収不能となった貸付金については、	事実上回収不能となった案件については、時効の援用等により迅速に不能欠損処分を進めていく	報告書13ページ (22ページ)

<p>時効の援用や権利の放棄により不能欠損処分を迅速に進める必要がある。</p>	<p>こととした。 【対応済】</p>	
<p>【監査意見】 (3) 回収困難である違約金の処理をさらに進めるため、違約金の免除が可能である貸付金の場合はその免除基準を明確にし、免除ができない貸付金の場合はその最終的な処理方法を検討する必要がある。</p>	<p>林業・木材産業改善資金助成法には、違約金の免除に関する規定がないため、県が独自に免除基準等を設けることはできない。 これまでどおり、滞納者や連帯保証人の個々の資産や生活状況等を勘案した上で、地方自治法及び同法施行令に基づき、適切に不納欠損処分を行う。 【対応不可】</p>	<p>報告書13ページ (22ページ)</p>
<p>【監査意見】 (4) 今後も貸付実績が大きく増えることが見込めない貸付金については、貸付原資を国庫や一般会計へ返納するなどの方法により、効率的な資金運用を行う必要がある。</p>	<p>林業・木材産業改善資金については、これまでも貸付需要の動向に応じて留保原資の国庫への自主返納や一般会計への繰り戻しを適宜行っており、今後とも効率的な資金運用に努める。 【対応済】</p>	<p>報告書14ページ (23ページ)</p>
<p>【監査意見】 (5) 長期延滞債権については違約金が累積し続けるが、実務上その全額回収は困難であり、また免除規定がなく免除できないため、その処理の方針や手続きを検討する必要がある。</p>	<p>林業・木材産業改善資金助成法には、違約金の免除に関する規定がないため、県が独自に免除基準等を設けることはできない。 これまでどおり、滞納者や連帯保証人の個々の資産や生活状況等を勘案した上で、地方自治法及び同法施行令に基づき、適切に不納欠損処分を行う。 【対応不可】</p>	<p>報告書14ページ (24ページ)</p>
<p>【監査意見】 (6) 現状において、転貸方式を引受可能な金融機関は一部に限られているということは理解できるものの、直接貸付方式となった経緯と理由について、書面にて明らかにしておく必要があると考える。</p>	<p>今後は金融機関による転貸実施が困難で直貸とする案件については、その内容や理由等を書面で記録保管することとした。 【対応済】</p>	<p>報告書52ページ (99ページ)</p>
<p>【監査意見】 (7) 県の振興局経由で5カ年経営計画が県へ持ち込まれ、県にて高度化推進資金としての審査・認定を行い、その後の金融機関で財務内容の審</p>	<p>振興局から県への案件の持ち込み基準は、「大分県木材産業等高度化推進資金制度運営要綱」に貸付対象、計画申請等の手続きを規定している。 振興局は5カ年経営計画を同要綱で定められた</p>	<p>報告書54ページ (103～104ページ)</p>

	<p>査・貸付を行っている。</p> <p>振興局から県への案件の持ち込みは、パンフレット及び林業関係者を通じたPRによって振興局に依頼があったもののうち、過去3か年の決算書において、債務超過が過大となっていないこと、債務超過が認められても、経営改善計画において改善が図れていることを確認した上で行われている。</p> <p>しかし、その基準は明文化されていないため、明確とは言い難く、基準を明文化する必要があると感じられる。基準が明確でないと、振興局担当者の私的な感覚で貸付審査の対象が決まることも有り得るため、県の貸付資金としての平等な立場が保持できなくなる恐れがある。</p>	<p>基準に従って指導し、また、並行して金融機関と協議しながら県に申請している。県は同要綱の基準に従って計画の審査・認定を行っており、貸付は平等に行っている。</p> <p>【対応済】</p>	
	<p>【監査意見】</p> <p>(8) 林業就業促進資金貸付金制度は、設立以来貸付実績がなく、資金の存在意義に疑問を感じざるを得ない。</p> <p>貸付実績が存在しないのは、貸付制度自体のPR不足も影響しているのではないかと考えられるため、PRの方法等を検討しなおす必要がある。</p>	<p>高齢化等により林業就業者が減少する中で、新たな担い手の確保育成のため当資金は必要である。これまでは貸付実績がないものの、将来において資金の活用が考えられるため、制度を継続する。なお、貸付制度のPRについては、事業者向けセミナー等で資金パンフレット等を活用して行うなど充実させる。</p> <p>また、今後の資金需要を考慮して、国に不用額の一部返納等の申し出を行う。</p> <p>【対応済】</p>	<p>報告書55ページ (106ページ)</p>
<p>沿岸漁業改善資金特別会計</p>	<p>【監査意見】</p> <p>(1) 資金の貸付業務は、県の各担当部署にて直接行うのは非効率かつ高リスクであるため、可能な限り外部機関を通じた貸付とするのが望ましい。</p>	<p>「沿岸漁業改善資金助成法」は本資金の貸付について、都道府県の直貸方式と定めており、転貸方式は認めていないため、外部機関を通じた貸付は行うことができない。</p> <p>【対応不可】</p>	<p>報告書13ページ (22ページ)</p>
	<p>【監査意見】</p> <p>(2) 事実上回収不能となった貸付金については、時効の援用や権利の放棄により不能欠損処分を迅速に進める必要がある。</p>	<p>事実上回収不能となった案件については、時効の援用や権利の放棄等による不能欠損処理を迅速に進めることとした。</p> <p>【対応済】</p>	<p>報告書13ページ (22ページ)</p>

<p><b>【監査意見】</b>  (3) 回収困難である違約金の処理をさらに進めるため、違約金の免除が可能である貸付金の場合はその免除基準を明確にし、免除ができない貸付金の場合はその最終的な処理方法を検討する必要がある。</p>	<p>沿岸漁業改善資金助成法には、違約金の免除に関する規定がないため、県が独自に免除基準等を設けることはできない。  これまでどおり滞納者や連帯保証人の個々の資産や生活状況等を勘案したうえで、地方自治法及び同法施行令に基づき、適切に不納欠損処分を行う。  <b>【対応不可】</b></p>	<p>報告書13ページ  (22ページ)</p>
<p><b>【監査意見】</b>  (4) 今後も貸付実績が大きく増えることが見込めない貸付金については、貸付原資を国庫や一般会計へ返納するなどの方法により、効率的な資金運用を行う必要がある。</p>	<p>本資金の貸付実績は近年の漁業を取り巻く環境の悪化により減少しているが、いったん貸付原資を減額して国へ返納すると、今後資金需要が回復した場合に貸付原資となる国からの補助金交付が見込めないため、貸付原資の国庫や一般会計への返納は困難である。  <b>【対応困難】</b></p>	<p>報告書14ページ  (23ページ)</p>
<p><b>【監査意見】</b>  (5) 本資金については、法令の定める貸付対象者に該当すれば、実質要件としては「資金の種類に属する資金内容に係る事業等を適正に実施することが見込まれること。」という要件があるのみで、後は形式要件（提出書類、連帯保証人）を満たせば、定められた貸付条件の範囲内で必要資金を行うことは可能である。しかしながら、振興局・地区運営協議会で意見書を出す場合や直接団体指導・金融課がヒアリングを行う場合には、個々のチェック項目（計画の実施可能性、償還財源の見通し、保証人要件、貸付条件等）が実際には存在するものと思われる。これらチェック項目や提出書類の一覧表を「大分県沿岸漁業改善資金貸付基準」に記載するのが望ましい。少なくとも、地区運営協議会の意見書には、チェック項目を審査したことが明らかとなるような書面を添付して報告させる必要がある。</p>	<p>振興局・地区運営協議会及び団体指導・金融課が貸付けの適否を判定する際のチェックリストを作成して、地区運営協議会の意見書に添付することとした。  <b>【対応済】</b></p>	<p>報告書58ページ  (111～112ページ)</p>
<p><b>【監査意見】</b></p>	<p>本県の「大分県沿岸漁業改善資金貸付規則」が</p>	<p>報告書59～</p>

	<p>(6) 貸付契約上、連帯保証人は徴収するものの、担保は基本的に徴収しないこととなっている。そのため、貸付用途である船舶等が無断で売却された場合、その代金を回収するすべがなく、未収債権の回収が進みにくい状況おきている。船舶等貸付用途の動産についての担保の徴収について検討が必要と考える。</p>	<p>参考としている、国の「沿岸漁業改善資金貸付規程例」では、本資金の借受者の手続上の利便に考慮して、保証人を物的担保に優先させており、この趣旨に沿って同規則は定められている。今後は必要に応じて担保の追加等を求めていくこととする。 【対応済】</p>	<p>60ページ (114～115ページ)</p>
	<p>【監査意見】 (7) 長期滞納者の3名については、回収額を元金に充当しており、違約金が累積し続けている。その最終処理をどのようにするのか、検討が必要である。</p>	<p>沿岸漁業改善資金助成法には、違約金の免除に関する規定がないため、県が独自に免除基準等を設けることはできない。これまでどおり滞納者や連帯保証人の個々の資産や生活状況等を勘案したうえで、地方自治法及び同法施行令に基づき、適切に不納欠損処分を行う。 【対応不可】</p>	<p>報告書60ページ (115ページ)</p>
<p>県営林事業特別会計</p>	<p>【監査意見】 (1) 今後は、管理手法の再考によりコストの徹底的な削減を行うと共に、市場の木材価格をリードするような方策を練る必要があると判断する。旧林業公社の受け皿である(財)大分県森林整備センターのノウハウをフル活用する必要がある。</p>	<p>コストの徹底的な削減については、これまで以上に路網の整備及び高性能林業機械の活用を推進するとともに、今年度から(財)大分県森林整備センターと連携して施業区域の団地化(K、S団地)を進め、いっそうのコスト縮減策を推進することとしている。また、経営計画の見直し等により計画的な立木・素材処分を実施し、安定的な素材供給を推進する。平成22年度はこれまで8箇所の主伐処分を行っており、7,800万円余りを売り上げている。 【対応済】</p>	<p>報告書17ページ (30ページ)</p>
<p>土木建築部 臨海工業地帯建設事業特別会計</p>	<p>【監査意見】 (1) 未売却地の売却については、商工労働部で売却先を探してはいるが、景気の動向が好転するまでは、難しいものと予想される。現実的には、当面10年間は売れないものと想定して、今後のことを考える必要がある。 また、減債基金から公債の利息払いを埋めているので、減債基金は年々70百万円程度減少し</p>	<p>これまでも、商工労働部において企業誘致活動が進められており、土木建築部では売却までの間の適正な管理を行っている。この土地は、工業用地として、今後も、雇用確保や県経済の発展のため、引き続き企業誘致を進めていくことが必要である。なお、現時点では整地が不十分であるため、一般利用については安全確保の点で問題があるが、整地を要しないような短期貸し付けについては対</p>	<p>報告書74ページ (144ページ)</p>

	<p>ていくため、10年後には、実質公債残高が7億円増加する。従って、平米当たり23,500円で売却できれば、まだ、余裕があるが、18,000円では返済財源としての余裕はなくなってしまう。近隣の路線価がある埋立地は、C-2地区よりも大分市市街地寄りであり、売却を急ぐとさらに低い売却価額となってしまう可能性もある。何とか、公債の利息分程度は、収入増加を図らないと実質公債残高割れで売却するような事態になりかねない。</p> <p>いずれ売却することが前提のため難しいとは思われるが、未売却地を有効利用（例えば、イベント会場）して収入増を図り、減債基金からの毎年の繰入を減少させることを検討されたい。</p>	<p>応し、収入増を図りたいと考えている。</p> <p>【対応済】</p>	
<p>港湾施設整備事業特別会計</p>	<p>【監査意見】</p> <p>(1) 借入金の返済原資は、港湾使用料等の収入からなる。不足額については、一般会計からの繰入金によって、充当されているので、将来の港湾使用料収入が増加しなければ、一般会計からの繰入金が増加する事になる。従って、起債による事業は、将来の収入見込みが重要な判定要素となる。現状の経済状況では、使用料収入が増加する見込みが厳しいので、港湾整備の事業計画については慎重に行う必要がある。</p>	<p>現状の経済状況を考慮したうえで、将来の港湾利用状況を推測し、また、建設投資額と港湾使用料から得られる収入とのバランスを十分検討した上で、事業計画を策定している。</p> <p>【対応済】</p>	<p>報告書79ページ (153ページ)</p>
	<p>【監査意見】</p> <p>(2) 大在コンテナターミナルの指定管理者では、事業費支出の15%以内の収支差額であれば、管理費相当分として認めているので、直接業務に係っていない役員報酬や法定福利費まで、事業費の中の「その他支出」として計上してしまうことには、問題があるのではないかと思われる。人件費の負担率が高いことについても、特に根拠資料の提示はなかったため、妥当性を再検証してもらいたい。</p>	<p>県の平成20年度財政的援助団体等監査結果（対象年度H19）を受けて、20年度分から指定管理業務に係る人件費については、役員報酬や法定福利費（以下「役員報酬等」という。）も含め、従事業務量に応じ按分して収支報告を行っていたことが確認された。ただ、役員報酬等に係る分については、予算では支出項目の「人件費」欄に計上していたが、収支報告では誤って「その他支出」欄に計上したため大きな予算超過が発生したが、その他支出に計上した役員報酬等は、従事業務量に応じた指定管理業務に係る分であることが確認さ</p>	<p>報告書80ページ (156ページ)</p>



	<p>れ、支出項目への分類誤りはあったものの、不適正な計上とは認められなかった。</p> <p>なお、役員報酬等に係る支出項目は、「その他支出」でなく、「人件費」に計上することが適切であることから、今後適正な収支報告の処理を行うよう指導した。</p> <p>【対応済】</p>	
<p>【監査意見】</p> <p>(3) 別府港機械管理駐車場等のみなとまちづくり協議会負担金については、別に補助金が県から出ている上に、その大半をさらに負担する必要があるのか非常に疑問である。実質的に迂回補助金となっている。利用料金制のため収入の範囲内であれば、支出は自由というものでもないであろう。支出内容の適正性について、詳細を所管部署は毎年度検証する必要がある。</p>	<p>指定管理制度による利用料金は、県の収入（公金）ではなく指定管理者である「(株)おおいた観光サービス」の自主収入とされ、その財源により県有施設の管理業務や利用促進に関する業務を任されている。したがって、みなとまちづくり協議会に対する負担金の支出については、県との指定管理の基本協定書に基づいた指定管理業務の範囲内であり、当該施設の利用促進を図るためのものであることから、指定管理者として不適正な支出であるとは認められなかった。ただ、県有施設を受託管理しているという県民視点の立場から、今後当協議会に対する負担金については、真に施設の利用促進につながる必要な経費であるかどうか十分精査して支出するよう指導した。</p> <p>なお、今回交付を受けた県補助金は、地元別府中央商工連合会や地域のまちづくりグループと協働して、H20年度にはじめて開催した「別府ポートフェスタ」に対するもので、1回限りの補助金であり、以後2回目からの開催に対して県からの補助金は一切受けていない。</p> <p>【対応済】</p>	<p>報告書80ページ (156ページ)</p>
<p>【監査意見】</p> <p>(4) 指名競争入札でもう少し競争原理が働くような指名の方法がないか、検討をする必要がある。建設業者の倒産が相次ぐ中で、地元業者を守る必要性も行政的には認められるとは思われるが、大分県としては、県内業者までは指名業者を多少拡大することは、やむを得ない措置ではない</p>	<p>指名競争入札においては、工事箇所地域性や施工実績等を考慮しながら指名を行っているが、平成22年度から、地域のエリア内企業を全て指名するなど、指名業者数を拡大し、競争性の向上を図るための取り組みを一部で試行している。</p> <p>【対応済】</p>	<p>報告書82ページ (160ページ)</p>

<p>かと考える。地元業者が少ない管内では、管内以外の業者が指名される場合も多いこととのバランスの問題もある。</p>		
<p><b>【監査意見】</b>  (5) 予算上の理由により、施工範囲を拡大した追加工事（第6号）について、単純に30%基準による入札省略を適用することには疑問が生じる。港湾整備工事は、順次、埋め立て等の工事を何年もかけて行う全体としては一つの工事であるものを施工範囲を分けて発注していく。従って、施工範囲が異なることになる工事は、原則、別工事として新たに入札すべきと考える。また、第6号の場合、平成20年度の一般競争入札と指名競争入札の適用判断基準が40百万円となっていることから、最終的には一般競争入札を適用する規模の工事となっていることにも問題がある。他方、施工範囲を拡大すればすべて新規入札とするかと言えば、事務上の効率性を考えれば、小規模工事は例外的に認め得るかとも思われる。これらの点を考慮して、判断基準をもう少し厳しくする方向で見直す必要があるのではないかと考える。</p>	<p>施工範囲の異なる追加工事については、工期・事務手続き等を十分考慮して適切に処理を行う。また、当初設計を作成する際に、変更金額が当初設計額に比べて大幅に増加しないように現地調査を十分に行うこととする。  <b>【対応済】</b></p>	<p>報告書82ページ  (160ページ)</p>
<p><b>【監査意見】</b>  (6) 予算上の理由で、前年度や翌年度の実施工事に当年度の予算を充当することは、従来の予算主義的な考え方に基づけば、問題はないのかも知れないが、一般企業の観点や厳しい県財政を考えれば、違和感がある。やむを得ない理由で年度予算をオーバーするのであれば、補正予算を組んで増額すべきであろうし、未契約の工事にまで充当して予算消化するよりも、そのまま余剰金として残すべきであろう。少なくとも、このような行為を行うに当たっては、異例処理として相当に厳しい承認手続きが必要である。</p>	<p>同一の事業で複数年度に渡って事業を執行していく場合、当年度予算に前年度や翌年度の予算を充当することは、事業効果を早期に発現させるという観点から、執行状況に応じた取扱いが必要と考える。但し、工事発注計画、工程管理を綿密に行うことで、未契約繰越を減少させ、当年度予算を翌年度予算に充当することのないよう今後とも努力する。  <b>【対応困難】</b></p>	<p>報告書82ページ  (160ページ)</p>

	<p><b>【監査意見】</b>  (7) 舗装工事については、地元業者が3者程度しかなく、また、修繕工事は緊急性がある場合が多いので、臼杵土木事務所管内で現に工事を行っている業者を優先しているため、このような見積業者の選定方法になっているとのことであった。しかし、2年間の工事6件をすべて同一業者が取っているのは、いかにも不自然であり、地元業者を大事にするのであれば、他の業者にも回るように配慮すべきである。例えば、一つの工事を取った場合、次の工事の見積業者には入れない、見積業者数を増やす等の方法が考えられる。</p>	<p>緊急性の高い工事を除いて、原則入札による契約とし、より高い競争性を確保することとした。  <b>【対応済】</b></p>	<p>報告書83ページ  (162ページ)</p>
	<p><b>【監査意見】</b>  (8) 滞留債権については、早期に回収するための対策を検討する必要がある。</p>	<p>適正な債権管理事務の徹底を目的とした「債権管理マニュアル（港湾関係）」を平成22年2月に作成し、督促状の発布や催告の実施、債権管理簿での管理、強制徴収等について必要な手続きの整備を行った。また、4月の各土木事務所新任管理担当者研修会において同マニュアルを説明し職員の理解を深めるとともに、8月には各土木事務所にヒアリングを実施し、未収債権の状況や徴収の進捗状況の調査を行い、個別に状況に応じた対応を指導した。なお、指摘を受けた別府土木事務所の債務者5者のうち、2者は完納、1者は分納中であり、残り2者には早期納入を強く指導している。  <b>【対応済】</b></p>	<p>報告書84ページ  (164ページ)</p>
<p>公共用地先行取得事業特別会計</p>	<p><b>【不備事項】</b>  (1) 平成19年度の臼杵川の事業について、支出負担行為決議書の日付が支出命令書の日付より後になっていた。単純な記載ミスと思われる。</p>	<p>書類の日付等の記載事項については、誤りがないよう確認を徹底する。  <b>【対応済】</b></p>	<p>報告書101ページ  (198ページ)</p>
	<p><b>【監査意見】</b>  (2) 大分県土地開発公社への貸付方式に一本化されると、特別会計から大分県土地開発公社に貸付を行っているため、この部分の処理だけが特</p>	<p>一般会計での貸付実施、その他の方法の有無等について検討をし、特別会計を廃止すべきか否かの判断を行う。  <b>【検討中】</b></p>	<p>報告書21ページ  (37～38ページ)</p>

	<p>別会計に残ることになる。その結果、貸付金の年度末処理の関係で歳入・歳出に同額が発生し、繰越金は常にゼロという異様な特別会計となる。また、本来的には、基金繰入方式で土地取得することを主目的として、特別会計を設置しているので、本特別会計の必要性は大きく低下する。しかし、廃止すると、この貸付処理部分についての取扱いが問題となる。本特別会計を廃止すべきか否か、貸付金の処理について別の方法はないかという点を踏まえて検討をすべきと思われる。</p>		
	<p><b>【監査意見】</b>  (3) 平成18年度の新城山香線の事業について、事業内容の変更に伴い事業実施変更計画書が提出されているが、その変更の理由書が添付されておらず、変更の理由が明らかでなかった。その理由を確認したところ、当初一般会計予算で契約していたものを予算の都合により、特別会計を利用することになったためとの説明を受けた。どのような理由であれ、事業実施変更計画書には理由書を必ず添付し、変更の理由を明確にしておく必要があると考える。</p>	<p>事業実施変更計画書作成の際には、変更理由書の添付を徹底する。  <b>【対応済】</b></p>	<p>報告書101～102ページ  (198～199ページ)</p>
<p>会計管理局  用品調達特別会計</p>	<p><b>【監査意見】</b>  (1) 余剰金を原資にして用度管財課で購入した備品については、特別会計を通さずに購入している。つまり、例外処理となっているが、「大分県用品取扱規則」で特別会計を適用する物品に該当すれば、これも特別会計を通して購入すべきではないかという疑問が生じた。この点につき、用度管財課に検討を依頼したところ、今後は特別会計を通して購入することに変更するとの回答を得た。来年度からの対応をお願いしたい。</p>	<p>余剰金を原資にして用度管財課で購入する備品については、平成21年度から用品調達特別会計を通すようにした。  <b>【対応済】</b></p>	<p>報告書107ページ  (209ページ)</p>
	<p><b>【監査意見】</b></p>	<p>物品調達・管理システムについては、平成21年</p>	<p>報告書107ページ</p>

<p>(2) 大分県では、現在、集中調達方式を採用しており、用品の要求課と発注課を分離しているため、内部牽制の面では問題はないと思われるが、より透明性、公正な条件下での競争性を高め、入札事務の効率化を図るためには、経済合理性にかなったシステムの導入が望まれる。用度管財課としても、透明性、競争性の観点から導入の必要性は感じているが、コストが見合わないため、現時点では導入する状況にないようである。</p>	<p>4月に検討委員会を立ち上げ、作業部会において検討を重ねた結果、費用対効果を考慮して、システム導入する範囲は、入札を除く調達比率の約92%を占める見積合わせ（競争見積）までとして、平成22年度から2ヶ年で開発することとした。</p> <p>【対応済】</p>	<p>(210ページ)</p>
<p>【監査意見】</p> <p>(3) 期末の在庫品の棚卸と関連づけて、廃棄手続等を規程化する必要がある。例えば、棚卸で滞留品を洗い出した上で、電子掲示板で一定期間掲示し、必要部署がないか確認した上で廃棄する。これらの前提として、在庫品の棚卸を適正に行って報告する仕方（帳簿在庫と不一致がある場合の処理等）も工夫する必要がある。</p>	<p>在庫品の取扱いについては、在庫限り品（印刷物等）廃棄要領を平成22年6月に制定し、「3年間用品要求のないものについて、1箇月間電子掲示板に掲示した後に廃棄処分する」こととした。要領に従い、日額旅費請求支払票他5品目について、本年7月に廃棄処分を行った。</p> <p>また、在庫品の棚卸については、用品取扱規則第10条に基づき年2回職員2人で実施し、棚卸表を調製して会計管理者に報告している。</p> <p>【対応済】</p>	<p>報告書108ページ (211～212ページ)</p>
<p>【監査意見】</p> <p>(4) 備品管理や利用上の課題そのものは直接特別会計の問題ではないが、管理データを収集・分析し、利用状況を検討することで購入行動に影響するため、今後も効率性、経済性、必要性の観点から改善を進めることが望まれる。</p>	<p>備品情報については、平成24年4月に稼働予定の備品管理システムにおいて、各所属の管理・保有情報を検索できる機能を備えることとしている。これにより、備品の相互利用を進め、効率的・経済的物品調達ができるようにする。</p> <p>なお、システムが稼働するまでは、職員向けポータルサイト（e-officeシステム）の掲示板を活用して情報共有に努める。</p> <p>【対応済】</p>	<p>報告書108ページ (212ページ)</p>

(注) 表中の「報告書」とは、平成22年3月31日付け大分県報（監査公表）に登載の監査委員公表第491号により公表された「平成21年度包括外部監査結果報告書」である（備考欄括弧書きのページ数は当ホームページ中の平成21年度「包括外部監査結果」掲載の同報告書ページ数）。